

## 平成26年第1回砂川市議会定例会

平成26年3月19日（水曜日）第7号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1 議案第13号 株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第16号 砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一  
部を改正する条例の制定について  
議案第18号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて  
議案第14号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第15号 砂川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて  
議案第19号 砂川市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について  
議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
の一部を改正する条例の制定について  
議案第20号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について  
議案第23号 市道路線の認定について  
議案第 7号 平成26年度砂川市一般会計予算  
議案第 8号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計予算  
議案第 9号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計予算  
議案第10号 平成26年度砂川市介護保険特別会計予算  
議案第11号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第12号 平成26年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第21号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 3 議案第22号 中空知広域市町村圏組合理約の変更について
- 日程第 4 議案第25号 平成25年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 5 議案第26号 平成26年度砂川市一般会計補正予算
- 日程追加 議案第27号 工事請負契約の締結の議決事項の変更について
- 日程第 6 議案第24号 常任委員の所属変更について
- 日程第 7 報告第 1号 監査報告  
報告第 2号 例月出納検査報告
- 日程第 8 意見案第1号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、

「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する  
意見書について

意見案第2号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のため  
の法改正に関する意見書について

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第13号 株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一  
部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議案第14号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 砂川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 議案第19号 砂川市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第23号 市道路線の認定について
- 議案第 7号 平成26年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第10号 平成26年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第11号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 平成26年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第21号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 3 議案第22号 中空知広域市町村圏組合理約の変更について
- 日程第 4 議案第25号 平成25年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 5 議案第26号 平成26年度砂川市一般会計補正予算
- (日程追加)
- 議案第27号 工事請負契約の締結の議決事項の変更について
- 日程第 6 議案第24号 常任委員の所属変更について

- 日程第 7 報告第 1号 監査報告  
 報告第 2号 例月出納検査報告
- 日程第 8 意見案第1号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、  
 「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する  
 意見書について  
 意見案第2号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のため  
 の法改正に関する意見書について

○出席議員（13名）

議 長 東 英 男 君	副議長 飯 澤 明 彦 君
議 員 一ノ瀬 弘 昭 君	議 員 増 山 裕 司 君
増 井 浩 一 君	水 島 美喜子 君
多比良 和 伸 君	土 田 政 己 君
小 黒 弘 君	北 谷 文 夫 君
尾 崎 静 夫 君	沢 田 広 志 君
辻 勲 君	

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	中 村 吉 宏
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其 田 晶 子
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	角 丸 誠 一
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長	湯 浅 克 己
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	高 橋 豊
経 済 部 長	佐 藤 進
経 済 部 審 議 監	田 伏 清 巳
建 設 部 長	金 田 芳 一

建設部審議監	古木信繁
建設部技監	山梨政己
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	氏家実
総務課長	安田貢
政策調整課長	熊崎一弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	井上克也
教育次長	和泉肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	湯浅克己
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	佐藤進
-----------	-----

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	河端一寿
事務局次長	高橋伸二
事務局主幹	佐々木純人
事務局係長	杉村有美

開議 午後 1時00分

◎開議宣告

○議長 東 英男君 休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1 議案第13号 株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 砂川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第23号 市道路線の認定について
- 議案第7号 平成26年度砂川市一般会計予算
- 議案第8号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第9号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計予算
- 議案第10号 平成26年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第11号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第12号 平成26年度砂川市病院事業会計予算

○議長 東 英男君 日程第1、議案第13号 株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 砂川市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市社会教

育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議案第23号 市道路線の認定について、議案第7号 平成26年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成26年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成26年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成26年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成26年度砂川市病院事業会計予算の15件を一括議題とします。

第2予算審査特別委員長の報告を求めます。

第2予算審査特別委員長。

○第2予算審査特別委員長 北谷文夫君（登壇） 第2予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告を申し上げます。

3月18日、19日、委員会を開催し、委員長に私北谷、副委員長に土田政己委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第13号、第16号、第18号、第14号、第15号、第19号、第17号、第20号及び第23号までは、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第11号は起立により、第7号から第10号まで及び第12号の平成26年度一般会計、特別会計、事業会計の5会計予算は簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 東 英男君 これより第2予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで第2予算審査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

続いて、議案第11号の討論に入ります。

発言者の挙手を求めます。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に反対の討論を行う方は、もう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 私は、ただいま上程されました議案第11号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計について反対の立場で討論をいたします。

この後期高齢者医療制度は、2008年4月、当時の自民党政権が構造改革路線に基づく医療大改悪の柱の一つとして導入されました。75歳になった途端これまで加入してい

た公的医療保険から無理やり切り離され、別建ての医療制度に囲い込み、負担増と医療差別を押しつける世界でも例のない高齢者いじめの制度であります。また、北海道後期高齢者医療広域連合は、先般平成26年度と27年度の保険料の改定を決めました。総括質疑でも申し上げましたように、新保険料は1人当たり全道平均で見れば1,053円引き下がりますが、均等割部分が7.89%引き上がるため、砂川市の場合は1人当たりの平均保険料が500円近く引き上がり、低所得者層に被害が集中いたします。また、保険料の賦課限度額も2万円引き上げられ、57万円にもなります。多くの高齢者の方々が悲惨な戦争や戦後の体験を踏まえて、平和で誰もが人間らしい生活をできる社会を目指してその営みを進めてまいりました。その高齢者を年齢で差別し、負担増と医療差別を強いる後期高齢者医療制度は速やかにきっぱりと廃止する以外にありません。

よって、本案に賛成しがたく、反対するものであります。よろしくご賛同のほどをお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 増井浩一議員。

○増井浩一議員（登壇） 私は、議案第11号 平成26年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論を申し上げます。

現在の後期高齢者医療の制度は、砂川市独自の制度ではなく、国の制度のもとで実施されているものです。制度上の問題点も指摘されておりますが、砂川市としても多くの高齢者の方々が受けられる医療保険制度は後期高齢者医療制度しか存在しないことから、高齢者の方々が安心して医療を受けられるためにも必要な予算と考え、平成26年度後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと考えます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長 東 英男君 これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号、第16号、第18号、第14号、第15号、第19号、第17号、第20号、第23号、第7号から第10号及び第12号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第13号、第16号、第18号、第14号、第15号、第19号、第17号、第20号、第23号、第7号から第10号及び第12号を一括採決します。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第21号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長 東 英男君 日程第2、議案第21号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第21号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明を申し上げます。

変更の理由であります。北海道市町村職員退職手当組合の構成団体である上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散、脱退するため、本規約の一部を変更しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約であります。変更の内容につきましては3ページ、議案第21号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいますと左側が現行、右側が変更後となっております。変更部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表、（上川）の項中、「上川中部消防組合」を削り、同表、（胆振）の項中、「伊達・壮瞥学校給食組合」を削るものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第21号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第22号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について

○議長 東 英男君 日程第3、議案第22号 中空知広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第22号 中空知広域市町村圏組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

変更の理由であります。中空知広域市町村圏組合の事務所の移転に伴い、本規約の一部を変更しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。中空知広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約であります。変更の内容につきましては3ページ、議案第22号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が変更後となっております。変更部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、組合の事務所の位置の定めであり、現行「滝川市明神町1丁目5番29号、広域生活総合センター内」を変更後「滝川市大町1丁目2番15号滝川市役所内」とするものであります。

附則として、この規約は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第22号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第25号 平成25年度砂川市一般会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第4、議案第25号 平成25年度砂川市一般会計補正予算を議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第25号 平成25年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第6号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,168万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億6,809万1,000円とするものであります。

第2条は、継続費の変更であります。4ページ、第2表、継続費補正に記載のとおり、総合体育館耐震改修等工事について総額と年割額を補正するものであります。

それでは、歳出からご説明をいたします。12ページをお開きいただきたいと存じます。8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で一つ丸、除排雪に要する経費の除排雪等委託料3,000万円の補正は、3月上旬の降雪により市道の車道部分が狭くなり、対面交差に支障が出たため、一斉排雪が必要となったことによるものであります。

次に、14ページ、10款教育費、5項2目体育施設費で二重丸、総合体育館の耐震化に要する経費で耐震改修等工事費168万9,000円の補正は、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価が全国平均で7.1%の上昇となったことから、国から新労務単価の適用、インフレスライド条項の適用など技能労働者への適切な賃金水準の確保についての通知がなされ、これを受け北海道が賃金等の急激な変動に対処するため、請負代金額を変更する場合の取り扱いの基準日を特例として2月3日と定め、残工期が基準日から2カ月以上ある工事請負契約についてインフレスライド条項を適用するとしたところであり、このことから、本市においても2月28日を施行日として同様の取り扱いをすることとしたところであり、継続事業で実施している総合体育館耐震改修等工事がこの取り扱いの適用となり、受注者から請負代金額の変更の協議の請求がありましたので、労務単価、材料単価等の変更によるスライド額の算定を行い、請負代金額を変更することとなったことによるものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明を申し上げます。14款国庫支出金で55万7,000円の補正は、総合体育館耐震改修等事業の増による教育費、社会資本整備総合交付金事業費補助金の増であります。

18款繰入金で3,113万2,000円の補正は、財源調整のための財政調整基金繰入金の増であります。

以上が歳入であります。

なお、16ページに継続費に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よ

ろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第25号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） それでは、私のほうで1点だけ教育費、保健体育費、体育施設費の総合体育館の耐震化に要する経費の補正について質疑をさせていただきます。

これは、ただいま説明がありましたように技能労働者への適切な賃金水準を確保するということが主な目標であります。特に新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金の引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若い人たちの建設業への入職が促進されることが必要であります。公共工事の設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながりますが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、元請業者においては適切な価格で下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対しては技能労働者の適切な水準の賃金の支払いを行うことが必要であります。また同時に、法定福利費の適切な支払いと社会保障等の加入を徹底することも極めて重要な課題であります。そこで、お伺いしたいのは、元請業者においては適切な価格で下請を徹底する、あるいは下請業者に対しては技能労働者に適切な賃金の支払いを要請することとありますので、先ほど国や道からもそういう要請があるようではありますが、この辺は砂川市として行政から業界の皆さんにはどのように徹底されておられるのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 今回の契約変更は、労務賃金の上昇にどのようにつながるかという点であったかと思えます。今回のスライド条項の適用の目的につきましては、賃金水準の確保であり、このことは国から建設業団体へ周知されておりまして、また今回の砂川市の取り扱いの周知にあわせまして砂川建設協会に対しましてもこの旨通知をしているところであります。今回スライド条項適用の趣旨を受注者へ説明をいたしまして、十分に理解していただいた上で手続を進めておりますので、適切に労務単価へ反映されるものと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 ぜひ建設労働者の皆さん、技能労働者の皆さんの賃金に反映していただきたいと思うのですが、これもし下請労働者の皆さんの働いている、あるいは孫請とか、働いている労働者の皆さんの賃金にきちっと反映されているかどうかということ監視するといいますか、把握するといいますか、そういうような仕組みや体制はないのかなのかお伺いをいたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 現状といたしましては、そのような体制はとっていないところでございます。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 まあ公契約条例もないですから、それはないのでありますけれども、例えば札幌市の市長は発注業者の皆さんに対してその辺は徹底するように市長名で改めて文書を、今この補正予算が通った後、きちっと出しているというような状況も伺うのですが、砂川市としてはそのようなことを行うお考えはないのかどうか伺います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 今回の単価の改正に伴います措置といたしましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、建設協会に対しましても今回の賃金水準の変更に伴う措置を適切に対応するということによって文書等でも通知をしているところでございます。その中で各業種において対応していただけるものと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 東 英男君 以上で議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第26号 平成26年度砂川市一般会計補正予算

○議長 東 英男君 日程第5、議案第26号 平成26年度砂川市一般会計補正予算を議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第26号 平成26年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ677万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億5,577万9,000円とするものであります。

第2条は、継続費の変更であります。4ページ、第2表、継続費補正に記載のとおり、総合体育館耐震改修等工事について総額と年割額を補正するものであります。

第3条は、地方債の変更であります。5ページ、第3表、地方債補正に記載のとおり、過疎対策事業債について230万円を補正し、補正後の限度額を10億2,110万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたします。16ページをお開きいただきたいと存じます。10款教育費、5項2目体育施設費で二重丸、総合体育館の耐震化に要する経費で耐震改修等工事費677万9,000円の補正は、平成25年度補正予算と同様に労務単価、材料単価等の変更によるスライド額の算定を行い、請負代金額を変更することによる平成26年度分であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては7ページ、総括でご説明を申し上げます。14款国庫支出金で234万2,000円の補正は、総合体育館耐震改修等事業の増による教育費、社会資本整備総合交付金事業費補助金の増であります。

18款繰入金で213万7,000円の補正は、財源調整のための財政調整基金繰入金の増であります。

21款市債で230万円の補正は、過疎対策事業債の総合体育館耐震改修事業債の増によるものであります。

以上が歳入であります。

なお、18ページに継続費に関する調書を、20ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第26号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 先ほど説明を受けた点についてちょっとわからない点があるので、質疑をしたいと思います。

今回先ほどの補正では出てこなかった部分、同じように労務単価が上がったということでの補正になるわけですけれども、財源の内訳の関係が一般財源と、それから国の補助もあって、それから過疎債がという、こういうことなのですけれども、この辺の財源の決め方というか、この労務単価の7%上昇でその部分だけでの補助金というのがこうやってついたものなのかどうなのかという点もあわせてお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君（登壇） 歳入の内訳に関してでございますけれども、今回の増額分についてということではなく、あくまで事業費の総額の変更ということでそれぞれ内訳、国庫補助金などを積算しているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでわかるようなのですけれども、今回の補正が結局は労務単価の上  
がった部分のことだったような説明ですよね。もちろんそういうことですよね。な  
ものですから、この労務単価が上がったことでその部分だけで補助金がついてきたのかな  
というふうにちょっと思ったのですけれども、そういうことではないのですね。

それと、今まで26年の予算の中では効果促進事業の2分の1というのがなかったの  
ですよね。なかったということは、今までと違う国の補助金のような気がするのです、本体  
そのものの建設とは。これだけ読むと、まさに労務単価が上がったということについての  
効果促進事業として一般財源以外の2分の1が国の補助から来ているのではないかなと、  
ふとこの予算書を見てそう読んだものですから、そういうことではないのですか。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 先ほども25年度の補正におきます内訳につきましても同様と  
なっておりますけれども、26年度につきましても効果促進事業に対する部分の労務単  
価が該当するということでありますので、あくまで総体の事業費の中の計算ということに  
なります。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 東 英男君 以上で議案第26号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

ここで、議事の進行上、15分間休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時48分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を再開します。

#### ◎日程の追加

○議長 東 英男君 お諮りします。

ここで、先ほど可決されました各補正予算に関連することから、議案第27号として工  
事請負契約の締結の議決事項の変更についてを日程に追加し、追加日程第1として議題に

したいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議案第27号 工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第27号 工事請負契約の締結の議決事項の変更について  
○議長 東 英男君 追加日程第1、議案第27号 工事請負契約の締結の議決事項の変更についてを議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第27号 工事請負契約の締結の議決事項の変更についてご説明を申し上げます。

提案の理由は、平成25年8月19日に議会の議決を経た総合体育館耐震改修等建築主体工事について、請負金額の変更契約を締結する必要が生じたことから、議決事項を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。議案第27号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が変更前、右側が変更後となっております。変更部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

「2、請負金額、3億303万円」を「2、請負金額、3億1,041万9,000円」に変更するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第27号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 東 英男君 以上で議案第27号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第24号 常任委員の所属変更について

○議長 東 英男君 日程第6、議案第24号 常任委員の所属変更についてを議題とします。

総務文教委員の飯澤明彦議員から社会経済委員に常任委員会の所属変更の申し出がありました。

お諮りします。

飯澤明彦議員から申し出のとおり、常任委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、飯澤明彦議員の常任委員会の所属を変更することに決定いたしました。

◎日程第7 報告第1号 監査報告

報告第2号 例月出納検査報告

○議長 東 英男君 日程第7、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第8 意見案第1号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書について

意見案第2号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書について

○議長 東 英男君 日程第8、意見案第1号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書について、意見案第2号 地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書についての2件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことであります。説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号及び第2号に対する一括質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号及び第2号を一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長 東 英男君 これにて日程の全てを終了いたしました。

平成26年第1回砂川市議会定例会を閉会します。

私のほうから一言ごあいさつを申し上げます。こうやって第1回目の定例会も10日間という長い日程を組んでいただきましたけれども、日程どおり終わらすことができましたことを心よりお礼を申し上げまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。ご苦労さまでございます。

閉会 午後 1時55分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年3月19日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員